

有害使用済機器保管等届出書

作成の手引き

宮城県環境生活部廃棄物対策課

令和7年2月

目 次

1	はじめに	・ ・ ・ ・ ・ p. 1
2	有害使用済機器の種類	・ ・ ・ ・ ・ p. 1
3	有害使用済機器保管等届出の流れ	・ ・ ・ ・ ・ p. 2
4	手続きの概要	・ ・ ・ ・ ・ p. 2
5	届出に当たっての留意事項	・ ・ ・ ・ ・ p. 2
別添 1	添付書類一覧	・ ・ ・ ・ ・ p. 5
別添 2	届出書類の記載方法	・ ・ ・ ・ ・ p. 6
別添 3	添付書類等の調製方法	・ ・ ・ ・ ・ p. 16
別添 4	受付窓口（連絡先）一覧	・ ・ ・ ・ ・ p. 18
別添 5	有害使用済機器保管等届出書を提出する前に	・ ・ ・ ・ ・ p. 19

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び同法施行規則は総務省の「e-Gov 法令検索：<https://laws.e-gov.go.jp/>」から参照できます。

○有害使用済機器保管等届出書の様式は、宮城県の公式ホームページからダウンロードできます。
URL：<https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/yuugaikiki.html>

1 はじめに

有害使用済機器（廃棄物を除く。）の保管又は処分（以下「保管等」という。）を業として行おうとする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第17条の2第1項の規定に基づき、事業を開始する日の10日前までに県知事へ届出なければなりません。

なお、廃棄物を取り扱う場合には、法に基づく処理施設の設置許可や処理業の許可（収集運搬業、処分業の許可）を取得する必要がありますので注意してください。

2 有害使用済機器の種類

有害使用済機器とは、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であって、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）を指します。

表1 有害使用済機器一覧

1	ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）	
2	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	
3	電気洗濯機及び衣類乾燥機	
4	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの	
	イ	プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）
	ロ	ブラウン管式のもの
5	電動ミシン	
6	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	
7	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	
8	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	
9	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	
10	フィルムカメラ	
11	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具	
12	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（本表2に掲げるものを除く。）	
13	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（本表1に掲げるものを除く。）	
14	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（本表3に掲げるものを除く。）	
15	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	
16	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	
17	電気マッサージ器	
18	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	
19	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	
20	蛍光灯器具その他の電気照明器具	
21	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	
22	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	
23	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（本表4に掲げるものを除く。）	
24	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具	

25	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
26	パーソナルコンピュータ
27	プリンターその他の印刷用電気機械器具
28	ディスプレイその他の表示用電気機械器具
29	電子書籍端末
30	電子時計及び電気時計
31	電子楽器及び電気楽器
32	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

3 有害使用済機器保管等届出の流れ

有害使用済機器保管等届出の流れは次のとおりです。

届出者：有害使用済機器保管等届出（事業を開始する10日前まで）



県：確認

4 手続きの概要

（1）届出

有害使用済機器保管等届出書は、所定の様式に必要事項を記載（別添2参照）し、規則で定める書類を添付（別添1及び3参照）して受付窓口（事業場を所管する保健所・支所）に1部提出するか、宮城県電子申請システムをご利用ください。

なお、一定の基準を満たす場合には届出が不要となる場合がありますので、事前に受付窓口にご相談ください。（5 届出に当たっての留意事項参照）

（2）届出書の確認

有害使用済機器保管等届出書が提出されると、内容を確認します。

なお、法令で定める届出事項に不備がある場合は訂正を求めますので、ご注意ください。

5 届出に当たっての留意事項

（1）複数の事業場を設置している場合は、当該事業場を所管する保健所・支所にそれぞれ提出してください。電子申請システムを利用する場合は、管轄保健所ごと届出を行ってください。

（2）有害使用済機器の保管等を行おうとする場合には、業を行う前に届出を行う必要がありますが、表2に示す者は「適正な有害使用済機器の保管等を行うことができる者」として届出を行う必要がない旨規定されています。

（3）使用済機器の保管等には保管や処分の基準が適用されます。保健所・支所が、法に基づき事業場に立入検査を行い、保管、処分及び再生の基準を満たしているかを確認することがあります。基準を満たしていない場合は、改善を指導（必要に応じて命令）することとなりますので、適正な処理等についてご注意ください。

表2 適正な有害使用済機器の保管等を行うことができる者一覧

No.	適正な有害使用済機器の保管等を行うことができる者
1	表1に掲げる機器が廃棄物となったものの処理（有害使用済機器の保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、当該廃棄物の処分又は再生）に係る次に掲げる許可、認定、委託又は指定（以下この号において「許可等」という。）を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする場合
イ	法第7条第1項の許可（一般廃棄物処理業の収集運搬業）
ロ	法第7条第6項の許可（一般廃棄物処理業の処分業）
ハ	法第9条の8第1項の認定（一般廃棄物処理業の再生利用に係る認定）
ニ	法第9条の9第1項の認定（一般廃棄物の広域処理に係る認定）
ホ	法第14条第1項の許可（産業廃棄物の収集運搬業）
ヘ	法第14条第6項の許可（産業廃棄物の処分業）
ト	法第15条の4の2第1項の認定（産業廃棄物処理業の再生利用に係る認定）
チ	法第15条の4の3第1項の認定（産業廃棄物処理業の広域処理に係る認定）
リ	規則第2条第1号の委託（市町村から委託を受けて一般廃棄物の収集運搬業を行う者）
ヌ	規則第2条第2号の指定（再生利用されることが確実と市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集運搬を業として行おうとする者であって市町村長が指定）
ル	規則第2条第4号の指定（広域処分一般廃棄物を適正に収集運搬することに係る指定（広域処理一般廃棄物のみの処分を営利を目的とせず業として行う場合に限る。））
ヲ	規則第2条の3第1号の委託（市町村から委託を受けて一般廃棄物の処理業を行う者）
ワ	規則第2条の3第2号の指定（再生利用されることが確実と市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行おうとする者であって市町村長の指定を受けた者）
カ	規則第2条の3第4号の指定（広域処分一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域処理一般廃棄物のみの処分を営利を目的とせず業として行う場合に限る。））
ヨ	規則第9条第2号の指定（再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって、都道府県知事の指定を受けた者）
タ	規則第9条第4号の指定（広域的に収集運搬することが適当であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に収集運搬することが確実であると環境大臣に指定を受けた者）
レ	規則第10条の3第2号の指定（再生利用することが確実であるとして都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けた者）
ソ	規則第10条の3第4号の指定（広域的に処理することが適当であるとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処理することが確実であると環境大臣に指定を受けた者）
ツ	特定家庭用機器再商品化法第23条第1項の認定（再商品化等の認定）
ネ	特定家庭用機器再商品化法第23条第1項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
ナ	特定家庭用機器再商品化法第32条第1項の指定（再商品化等業務を行う者としての指定）
ラ	特定家庭用機器再商品化法第32条第1項の指定を受けている者からの委託（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
ム	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定（再資源化事業計画の認定）

	ウ	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第 10 条第 3 項の認定を受けている者からの委託(当該認定に係る同法第 11 条第 4 項第 1 号の認定計画に従って行われる場合に限る。)
2		市町村である場合
3		都道府県である場合
4		国である場合
5		有害使用済機器の保管の用に供する事業場（2 以上の事業場を有する者にあつては、各事業場の敷地面積が 100 m ² を超えないものを設置する場合
6		有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行うとき

【別添 1 添付書類等一覧】

※他自治体で必要とされる書類とは異なる場合があります。

事業場が仙台市にある場合、仙台市に提出する必要があります。

※届出書は事業を開始する日の10日前までに提出してください。(変更届も変更の日の10日前まで)

※廃止届は、廃止の日から10日以内に提出してください。

1 様式関係 (記載方法の詳細は別添2をご覧ください。)

No.	書類の名称	新規届	変更届	廃止届
1	有害使用済機器保管等届出書(様式第35号の2 第1～2面) (届出記載事項のうち、施設については別紙様式1に記載)	○	—	—
2	有害使用済機器保管等変更届出書(様式第35号の3)	—	○	—
3	有害使用済機器保管等廃止届出書(様式第35号の4)	—	—	○

2 添付書類 (調製方法の詳細は別添3をご覧ください。)

No.	書類の名称 (規則第13条の3第2項第1号～第8号で規定するもの)	新規届	変更届	廃止届
1	事業計画の概要を記載した書類(別紙様式2)	○	△	△
2	事業場の平面図及び付近の見取図	○	△	△
3	施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	○	△	△
4	当該事業場又は施設の所有権(所有権を有しない場合は、当該場所及び施設を使用する権限を有すること)を有する書類	○	△ ※2	—
5	有害使用済機器の処分又は再生を業として行う場合、当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類(別紙様式3)	○	△	△
6	(届出者が個人)住民票の写し (届出者が法人)定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書	○	△ ※2	—
7	未成年又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、法定代理人の住民票の写し	○	△ ※2	—

※1 ○は添付が必要な書類、△は変更(一部廃止を含む)がある場合に添付が必要な書類を示します。

※2 No. 4、6、7に関する変更は変更後に遅延なく届け出ること。

【届出】

様式第三十五号の二（第十三条の三関係）

（第1面）

有害使用済機器保管等届出書 年 ① 日 都道府県知事 殿 (市長) 届出者 住 所 ② 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)	有害使用済機器の品目： ③ 処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分(再生を含む)
事務所及び事業場の所在地等	事務所 電話番号 ④ 事業場 電話番号 面 積
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ(それぞれについて第13条の5の規定による高さのうち最高のものを含む。)	⑤
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	⑥
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	⑦
※ 事 務 処 理 欄	

チェック欄

① 届出年月日は必ず記入してください。
なお、本届出は事業を開始する日の10日前(届出日の翌日から起算)までに提出してください。

② 住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)・氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)・電話番号を漏れなく記載してください。

③ 有害使用済機器の品目については、表1(P1~2)に記載のある名称で記載し、取り扱う品目すべてについて記載してください。
処理の区分については、「保管のみ」か「保管及び処分(再生を含む)」の該当するものを○で囲ってください。

④ 事務所及び事業場の所在地及び電話番号が、事業場と事務所が同一である場合には、事務所に住所を記載し、事業場欄には「同上」と記載すること。
なお、事業場が複数ある場合には、すべての事業場について記載してください。
また、「面積」については、事業場敷地面積を正確に記載してください。

⑤ 保管場所ごとに所在地、面積、取り扱う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げ高さを記載してください。
なお、本事項に係る記載内容については別紙様式1として記入様式を作成しております。当該様式を使用する場合は「別紙様式1参照」と記載し、必要事項を記入した別紙様式1を添付してください。

⑥ 処分又は再生を行うすべての事業場の所在地と、その事業場で取り扱う有害使用済機器の品目を処分と再生を区別して記載してください。
なお、本事項に係る記載については、別紙様式3として記入様式を作成しております。当該様式を使用する場合は「別紙様式3参照」と記載し、必要事項を記入した別紙様式3を添付してください。

⑦ 施設ごとに記載するものとし、施設の種類の記載に当たっては、処理能力の確認のため、メーカー及び型式・型番についても記載してください。
なお、本事項に係る記載内容については別紙様式1として記入様式を作成しております。当該様式を使用する場合は「別紙様式1参照」と記載し、必要事項を記入した別紙様式1を添付してください。

【別添2 届出書類の記載方法】

(第2面)

届出者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
		⑧
（法人である場合）		
(ふりがな) 名称		⑨ 住所
法定代理人（届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
		⑩

備考

1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。

2 ※欄は記入しないこと。

3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(日本産業規格 A列4番)

チェック欄

⑧ 届出者が個人である場合に記載する欄であり、添付されている住民票等の記載と相違がないように記載してください。

⑨ 届出者が法人である場合に記載する欄であり、添付されている履歴事項全部証明書の記載と相違がないように記載してください。

⑩ 法定代理人による届出の場合に記載する欄であり、添付されている法定代理人の住民票の記載と相違がないように記載してください。

(別紙様式 1)

有害使用済機器の保管施設の概要				
事業場名	①			
施設番号	5	6	②	7 8
設置年月日	③			
屋内・屋外	④			
取り扱う有害使用済機器の種類	⑤			
保管能力	保管面積	⑥		
	保管容量	⑦		
	高さ	⑧		
環境保全設備の概要	⑨			

(日本産業規格 A 列 4 番)

別紙様式 1 については記載例がありますので、参照願います。

チェック欄

① 事業場における施設の整理を行う様式ですので、事業場名を記入してください

② 保管施設の施設番号を付番してください。

③ 設置年月日を記載してください。

④ 設置場所の所在地を記載してください。同じ場合は、「同左」と省略しても構いません。

⑤ 取り扱う有害使用済機器の種類を記載してください。
 項目多数の場合、政令の号番号で省略可能ですが、主な取扱い機器を例示してください。
 (例：電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 等 施行令第 16 条の 2 第○号～○号)

⑥ 保管場所ごとの保管面積を記載してください。
 面積は、添付資料の設計計算書等と整合を図ってください。

⑦ 保管場所ごとの保管容量を記載してください。【保管施設のみ記載】
 保管容量は、添付資料の設計計算書等と整合を図ってください。

⑧ 保管場所ごとの保管高さを記載してください。【保管施設のみ記載】
 保管高さは、保管の基準及び添付資料の設計計算書等と整合を図ってください。

⑨ 環境保全対策 (汚水対策、騒音・振動対策 等)、火災予防・延焼対策について記載してください。

有害使用済機器の処理施設の概要				
事業場名	①			
施設番号	5	6	②	7
設置年月日	③			
屋内・屋外	④			
取り扱う有害使用済機器の種類	⑤			
処理能力	⑥			
処理施設の処理方式及び設備の概要	⑦			
環境保全設備の概要	⑧			

(日本産業規格 A 列 4 番)

別紙様式 1 については記載例がありますので、参照願います。

チェック欄

① 事業場における施設の整理を行う様式ですので、事業場名を記入してください

② 処理施設の施設番号を付番してください

③ 設置年月日を記載してください。

④ 設置場所の所在地を記載してください。同じ場合は、「同左」と省略しても構いません。

⑤ 取り扱う有害使用済機器の種類を記載してください。
 項目多数の場合、政令の号番号で省略可能ですが、主な取扱い機器を例示してください。
 (例：電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 等 施行令第 16 条の 2 第○号～○号)

⑥ 処理能力については、1 日（稼働時間が 8 時間未満の場合は 8 時間とする）の処理能力を記載してください。複数のものを処理する（廃プラスチック類とがれき類を同一の破砕機で処理）場合は、それぞれの能力を記載してください。
【処理施設のみ記載】

⑦ 施設の処理方式等については、施設の種類、処理方式、製作会社名、型番を記載してください。このほか、冷蔵庫等においては、フロン類の回収装置について記載してください。**【処理施設のみ記載】**

⑧ 環境保全対策（汚水対策、騒音・振動対策 等）、火災予防・延焼対策について記載してください。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更届出時には変更部分を明確にして記載すること)

①

2. 事業のフローシート

②

備考

別紙様式 2 については記載例がありますので、参照願います。

チェック欄

① 事業計画を以下の項目について記載してください。

(1) 事業の必要性

貴社が実施する事業が社会から必要とされる理由を記載してください

(2) 事業の流れ

有害使用済機器の運搬方法や保管方法、再生処理する場合はその手法を記載するとともに、売却先への運搬方法についても記載してください

(3) 製品規格・販売価格・量

製品規格や販売価格、量を記載してください

(4) 廃棄物の適正処理

再生処理する場合に生じうる廃棄物について、その処理方法を記載してください

(5) 法令順守

貴社の法令順守に係る姿勢を記載してください

② 事業の流れについてフローチャートで記載してください。

記載方法については記載例を参照いただきますようお願いします。

(別紙様式 2)

3. 保管する有害使用済機器の種類及び保管量について				
	有害使用済機器 の種類	予定排出事業場の 名称及び所在地	保管量 (t)	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1				
2				
3				
4				
5	①	②	③	④
6				
7				
8				
9				
10				

別紙様式2については記載例がありますので、参照願います。

チェック欄

① 保管する有害使用済機器の種類を記載してください
※法に規定された「品目名」又は「政令の号番号」を記載してください
(例)「電気洗濯機及び衣類乾燥機」「施行令第16条の2第○号～○号」

② 予定される排出事業場の名称と所在地を記載してください
(例) ▲▲株式会社
宮城県▲▲市▲▲町▲丁目▲番▲▲号

③ 保管量 (t) を記載してください

④ 実際に処理を行う運搬先の名称と所在地を記載してください

4. 処理する有害使用済機器の種類及び処理量について				
	有害使用済機器 の種類	予定排出事業場の 名称及び所在地	処理量 (t/月)	再生品量 (t/月)
1				
2				
3				
4				
5	⑤	⑥	⑦	⑧
6				
7				
8				
9				
10				

⑤ 処理を行う有害使用済機器の種類を記載してください
※法に規定された「品目名」又は「政令の号番号」を記載してください
(例)「電気洗濯機及び衣類乾燥機」「施行令第16条の2第○号～○号」

⑥ 予定される排出事業場の名称と所在地を記載してください
(例) ▲▲株式会社
宮城県▲▲市▲▲町▲丁目▲番▲▲号

⑦ 月あたりの処理量 (t/月) を記載してください

⑧ 月あたりの再生品量 (t/月) を記載してください

(日本産業規格 A列4番)

(別紙様式 3)

再生又は処分に伴って生じた廃棄物の処理方法

1	(処分後の廃棄物の種類) ①	(発生量 (t/月 又は m ³ /月)) ②
	自社処理・処理委託: 処理方法: ③	処分業者: 所在地: ④
2	(処分後の廃棄物の種類)	(発生量 (t/月 又は m ³ /月))
	自社処理・処理委託: 処理方法:	処分業者: 所在地:
3	(処分後の廃棄物の種類)	(発生量 (t/月 又は m ³ /月))
	自社処理・処理委託: 処理方法:	処分業者: 所在地:
4	(処分後の廃棄物の種類)	(発生量 (t/月 又は m ³ /月))
	自社処理・処理委託: 処理方法:	処分業者: 所在地:
5	(処分後の廃棄物の種類)	(発生量 (t/月 又は m ³ /月))
	自社処理・処理委託: 処理方法:	処分業者: 所在地:
6	(処分後の廃棄物の種類)	(発生量 (t/月 又は m ³ /月))
	自社処理・処理委託: 処理方法:	処分業者: 所在地:
7	(処分後の廃棄物の種類)	(発生量 (t/月 又は m ³ /月))
	自社処理・処理委託: 処理方法:	処分業者: 所在地:
8	(処分後の廃棄物の種類)	(発生量 (t/月 又は m ³ /月))
	自社処理・処理委託: 処理方法:	処分業者: 所在地:

(日本産業規格 A 列 4 番)

別紙様式 3 については記載例がありますので、参照願います。

チェック欄

① 再生又は処分に伴って生じる廃棄物の種類を記載してください。

② 再生又は処分に伴って生じる廃棄物の月あたりの発生量を記載してください

③ 生じた廃棄物について、自社処理を行うのか、処理委託するのか記載してください。また、その処理方法を記載してください。

④ 生じた廃棄物を処分する処分業者の名称と所在地を記載してください

再生品の利用方法

1	(再製品の種類) ①	(発生量 (t/月 又は m ³ /月)) ②
	(販売価格) ③	(製品規格・管理方法) ④
	(運搬方法) ⑤	売却先: ⑥ 所在地:
2	(再製品の種類)	(発生量 (t/月 又は m ³ /月))
	(販売価格)	(製品規格・管理方法)
	(運搬方法)	売却先: 所在地:
3	(再製品の種類)	(発生量 (t/月 又は m ³ /月))
	(販売価格)	(製品規格・管理方法)
	(運搬方法)	売却先: 所在地:
4	(再製品の種類)	(発生量 (t/月 又は m ³ /月))
	(販売価格)	(製品規格・管理方法)
	(運搬方法)	売却先: 所在地:
5	(再製品の種類)	(発生量 (t/月 又は m ³ /月))
	(販売価格)	(製品規格・管理方法)
	(運搬方法)	売却先: 所在地:

(日本産業規格 A 列 4 番)

別紙様式 3 については記載例がありますので、参照願います。

チェック欄

- ① 再生品の種類を記載してください
- ② 再生品の月あたりの発生量を記載してください
- ③ 再生品の販売価格を記載してください
- ④ 再生品の製品規格及び管理方法を記載してください
- ⑤ 再生品を売却するにあたり、その運搬方法を記載してください
- ⑥ 再生品の売却先と所在地を記載してください

【変更届】

様式第三十五号の三（第十三条の四関係）

チェック欄

有害使用済機器保管等変更届出書		
年 ① 月 日		
都道府県知事 殿 (市長)		
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 ②		
年 月 日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）	③	
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
④		
変 更 の 理 由	⑤	
変更予定年月日	⑥	
備 考 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

① 届出年月日は必ず記入してください。
なお、本届出は住民票等記載内容が反映されるものに時間を要するものを除き、変更を行う 10 日前（届出日の翌日から起算）に提出してください。

② 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）・氏名（法人にあっては法人名称及び代表者の氏名）・電話番号を漏れなく記載してください。

③ 変更する事由すべてについて記載するものとし、変更前後がきちんと対比されるように記載してください。
事業の一部廃止については、廃止届を提出するものとし、それ以外の変更については、変更届により届け出てください。

④ 届出者が法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合であって、その法定代理人に変更があった場合記入してください。

⑤ 変更するすべての事項の変更に係る理由について記載してください。
同一の理由で変更する場合は、変更事項ごとに分ける必要はありません。

⑥ 変更予定年月日を記載してください。

【廃止届】

様式第三十五号の四（第十三条の十一関係）

チェック欄

有害使用済機器保管等廃止届出書	
年 ① 月 日	
都道府県知事 殿 (市長)	
届出者 住 所 氏 名 ② (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
年 月 日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
廃止した事業の範囲	③
廃止の理由	④
廃止の年月日	⑤
備 考 1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。	

① 届出年月日は必ず記入してください。
なお、本届出は事業の一部又は全部を廃止した際、廃止の日から10日以内に提出してください。

② 住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）・氏名（法人にあっては法人名称及び代表者の氏名）・電話番号を漏れなく記載してください。

③ 廃止した事業の範囲について記載してください。
事業の一部廃止（例：保管及び処分を行う事業者が処分に係る業を廃止 等）の場合でも廃止届出書の提出が必要です。

④ 廃止した理由を記載してください。

⑤ 廃止した年月日を記載してください。

【別添 3 添付書類等の調製方法】

No.	必要書類等	摘 要
1	事業計画の概要を記載した書類 (別紙様式 2)	次の事項を記載してください。なお、廃棄物を取り扱う場合は、本届け出ではなく許可が必要になります。 (1) 事業の必要性について記載してください。 (2) 事業の流れ(排出～処理～販売)を具体的に記載してください。 (3) 処分・再生品の販売等については、その詳細(品質規格、管理方法、販売額、引渡し条件(引渡し場所など)、運搬する者及び運搬費を負担する者)について記載してください。 (4) 処分に伴って発生した廃棄物の処分方法を記載してください。 (5) 法及び関係法令の遵守について記載してください。 (6) 排出から保管、処分、再生、販売等の流れのフローを記載してください。 (7) 保管施設及び処理施設に係る環境保全対策について記載してください。(届出別紙により記載されている場合は省略可) ※フロー等の記載は、別紙様式 2 の記載例を参考としてください。
2	事業場の平面図及び付近の見取図	・事業場平面図については、施設設置事業場敷地内での施設の配置及び保管場所等の掲示の場所を記載した図面としてください。 ・付近の見取図については、事業場用地周辺の地形等の概略が把握できる1/2500～1/5000程度の図面としてください。なお、次の事項をそれぞれ着色などして示してください。 ①縮尺、方位 ②事業場用地の境界線(赤色) ③搬入道路の位置(茶色)と名称 ④事業場用地からの排水が流出する水路(水色)
3	施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	・保管・処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図などを添付してください。(寸法を記載のこと) ・処分前及び処分後の有害使用済機器の保管計画図、保管面積、保管容量が確認できる計算書を添付してください。 ・囲いに荷重がかかる構造においては、囲いの構造計算書がある場合には添付してください ・施設のカatalogの写し及び処理能力(破碎能力など)が確認できる計算書を添付してください。 ※保管のみの場合は、保管に係る資料のみ添付してください
4	当該事業場又は施設の所有権(所有権を有しない場合は、当該場所及び施設を使用する権限を有すること)を有する書類	土地については、土地の登記簿謄本や土地の賃貸借契約書の写し、施設については、施設購入を証する書類の写し(領収書等)又は施設の賃貸借契約書の写し等を提出してください。
5	有害使用済機器の処分又は再生を業として行う場合、当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類 (別紙様式 3)	次の事項について記載してください。 (1) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物をどのように処理するのか具体的に記載してください。 (2) 処分・再生品を販売する場合には、その詳細(品質規格、管理方法、販売額、引渡し条件(引渡し場所など)、運搬する者及び運搬費を負担する者)について記載してください。

6	(届出者が個人) 住民票の写し (届出者が法人) 定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書	・ 証明書類は、原則発行から 3 ヶ月以内のものとしてください。
7	未成年又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、法定代理人の住民票の写し	・ 証明書類は、原則発行から 3 ヶ月以内のものとしてください。

【別添 4 受付窓口（連絡先）一覧】

受付窓口	住 所 電話番号	所管地域
仙南保健福祉事務所 (仙南保健所) 環境廃棄物班	〒989-1243 柴田郡大河原町南 129-1 (大河原合同庁舎内) TEL : 0224-53-3118	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、村田町、 柴田町、川崎町、丸森町
仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所) 環境廃棄物班	〒985-0003 塩竈市北浜四丁目 8-15 TEL : 022-363-5501	塩竈市、多賀城市、富谷市、 松島町、七ヶ浜町、利府町、 大和町、大郷町、大衡村
仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所) 岩沼地域事務所 環境廃棄物班	〒989-2432 岩沼市中央三丁目 1-18 TEL : 0223-22-6295	名取市、岩沼市、亘理町、 山元町
北部保健福祉事務所 (大崎保健所) 環境廃棄物班	〒989-6117 大崎市古川旭四丁目 1-1 (大崎合同庁舎内) TEL : 022-91-0711	栗原市、大崎市、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町
東部保健福祉事務所 (石巻保健所) 環境廃棄物班	〒986-0850 石巻市あゆみ野五丁目 7 番地 (石巻合同庁舎内) TEL : 0225-95-1447	石巻市、登米市、東松島市、 女川町
気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所) 環境廃棄物班	〒988-0066 気仙沼市東新城三丁目 3-3 TEL : 0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町
宮城県環境生活部 廃棄物対策課 指導班	〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 TEL : 022-211-2463	—

※仙台市内に有害使用済機器の保管等を行う場合は、別途、次の窓口にご相談ください。

仙台市環境局資源循環部 事業ごみ減量課	〒980-0802 仙台市青葉区二日町 6-12 二日町第二仮庁舎 2 階 TEL : 022-214-8235	仙台市内
------------------------	---	------

【別添5 有害使用済機器保管等届出書を提出する前に】

手引きに沿った書類が準備できましたか？
最後にもう一度確認をお願いします。

【届出】

項 目	確認事項	チェック欄	不備の場合
届出書 (様式35号の2)	記載漏れはありませんか？		別添2 (p 6) に戻る
添付書類	添付漏れはありませんか？		別添1 (p 5) に戻る
	記入漏れはありませんか？		別添3 (p 16) に戻る
提出先	書類の提出先は確認しましたか？		別添4 (p 18) のとおり

※設置する事業場を所管する保健所・支所に提出してください。

【変更届】

項 目	確認事項	チェック欄	不備の場合
届出書 (様式35号の3)	記載漏れはありませんか？		別添2 (p 14) に戻る
添付書類 (変更内容に係る書類)	添付漏れはありませんか？		別添1 (p 5) に戻る
	調製漏れはありませんか？		別添3 (p 16) に戻る
提出先	書類の提出先は確認しましたか？		別添4 (p 18) のとおり

※変更する事業場を所管する保健所・支所に提出してください。

【廃止届】

項 目	確認事項	チェック欄	不備の場合
届出書 (様式35号の4)	記載漏れはありませんか？		別添2 (p 15) に戻る
提出先	書類の提出先は確認しましたか？		別添4 (p 18) のとおり

※廃止する事業場を所管する保健所・支所に提出してください。